

平成26年度

東名ジャンクション

上部空間等検討ワークショップ

ガイドンス

平成26年9月

お問い合わせ

世田谷区 砧総合支所 街づくり課

〒157-8501 世田谷区成城6-2-1

電話：03-3482-1301・2594 FAX：03-3482-1471

※ **お願い**：本ガイドンスは、検討ワークショップ開催時に毎回お持ちください。

平成26年度 東名ジャンクション
上部空間等検討ワークショップ ガイダンス

(目 次)

1. 『東名ジャンクション上部空間等検討ワークショップ』について	1
2. 東名ジャンクション周辺地区におけるこれまでの経緯について	2
2-1. 『東名ジャンクション周辺地区街づくり方針』について	3
2-2. 機能補償道路及び上部空間利用の検討の進め方	6
3. 『上部空間等利用計画・検討たたき台』の内容について	7
4. 上部空間等検討ワークショップ 進め方の流れについて	8
4-1. 参考資料	9
(1) 周辺の用途地域、容積率・建ぺい率の状況	
(2) 周辺の公園・広場等の状況	
(3) 参考：検討たたき台の公表・意見募集により8月20日までに寄せられた ご意見(概要)	
(4) 参考：『東名ジャンクション周辺地区街づくり検討会(第1～6回)』で挙げられた 上部空間等利用に関するご意見	
4-2. ワークショップにおける話し合いのルール	14
■ ワークショップ主催・関係参加団体等	15

1. 『東名ジャンクション上部空間等検討ワークショップ』について

(1) 目的

- 『東名ジャンクション上部空間等検討ワークショップ（以下『ワークショップ※』という。）』は、東名ジャンクション整備によって創出される上部空間等の有効利用について、地域の皆様との協働により、具体的な検討を行う場です。
- 区で作成した『上部空間等利用計画・検討たたき台（以下『検討たたき台』という。）』や、『東名ジャンクション周辺地区街づくり方針』等を踏まえて、この上部空間等をどのような場所にしていきたいのか、また、そのために、どんな機能が必要かなどについて、参加者の皆様からご意見をいただき、ワークショップでの検討結果として取りまとめます。
- 区では、ワークショップでの検討結果やご意見、検討たたき台、検討たたき台について区民の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、『上部空間等利用計画（素案）』を作成します。

※『ワークショップ』とは、さまざまな立場の人々が集まって自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ上げていく場です。

(2) 上部空間等利用を検討する範囲

東名ジャンクションの整備によって創出される蓋掛け上部や環境施設帯、東名高速道路高架下空間等が、上部空間等利用を検討する範囲になります。



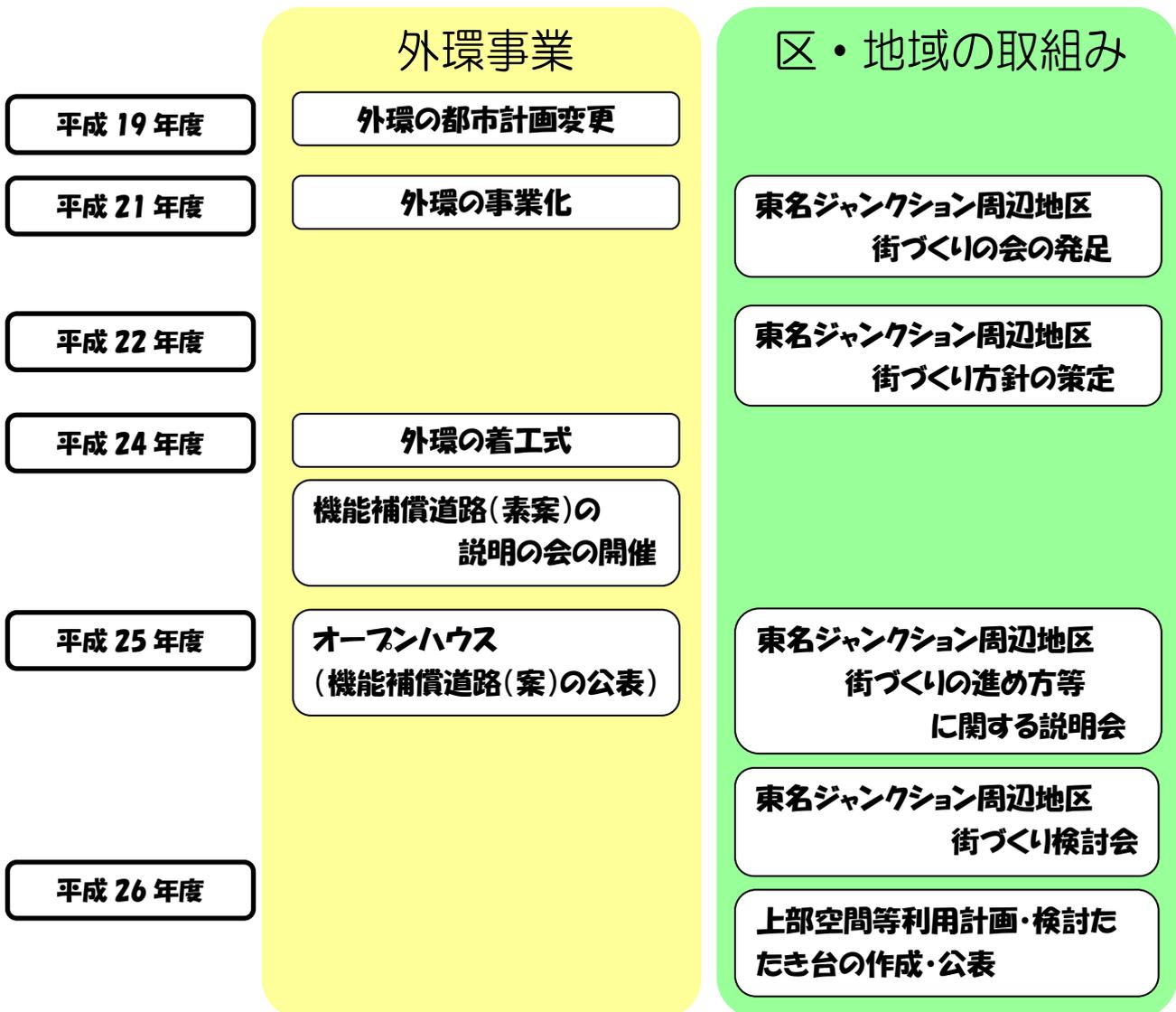
上部空間等利用を検討する範囲：

宇奈根3丁目、大蔵5・6丁目、喜多見3・5・6・7丁目の各一部

* 上部空間等の利用可能な範囲は、今後、外環事業者（国・高速道路会社）が具体的な検討を進めていく中で変更となる可能性があります。

2. 東名ジャンクション周辺地区におけるこれまでの経緯について

- 区では、平成 21 年度に設立した『東名ジャンクション周辺地区街づくりの会^{※1}』でご検討いただいた内容などを参考にしながら、平成 22 年度に『東名ジャンクション周辺地区街づくり方針』（3～5 ページ参照）を策定しました。
- 平成 24 年度の機能補償道路^{※2}の説明の会において、外環事業者から、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間：延長約 16km。以下『外環』という。）の『機能補償道路及び上部空間利用の検討の進め方』（6 ページ参照）が示されました。
- これらを踏まえ、区では平成 25 年 12 月から『東名ジャンクション周辺地区街づくり検討会^{※3}』で、道路ネットワークや建物のルール、緑など具体的な街づくりの検討を始めました。この検討と並行して、今回、蓋掛け上部や環境施設帯・東名高速高架下空間など上部空間等の利用計画に係る『上部空間等検討ワークショップ』を開催し、上部空間等の利用検討を進めていきます。



※1 『街づくりの会』とは、地区の将来のあり方について検討を進めるため、平成 21 年度に公募により地域住民等で構成された会をいいます。

※2 『機能補償道路』とは、事業によって分断されてしまう既存の道路について、なるべく近い位置に同じ程度の幅員の道路を事業者が整備し、事業前の通行を確保するためのものです。

※3 『街づくり検討会』とは、街づくり方針に基づき具体的な街づくりの取組みについて検討を進めるため、平成 25 年度に公募により地域住民等で構成された会をいいます。

2-1.『東名ジャンクション周辺地区街づくり方針』について

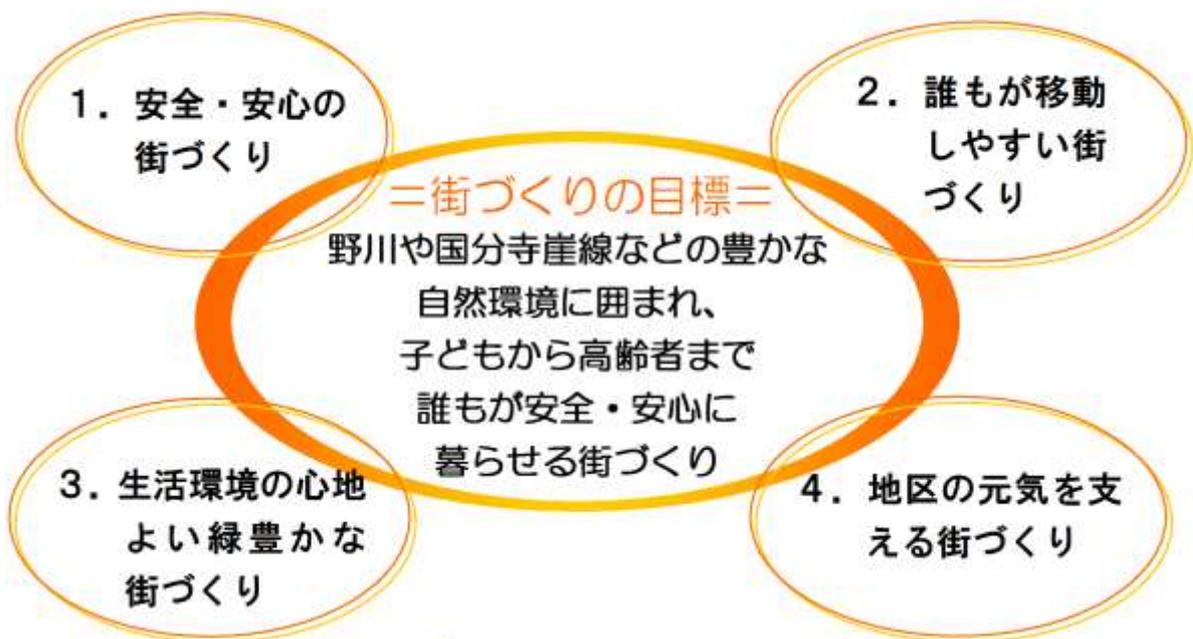
- 『東名ジャンクション周辺地区街づくり方針』とは、東名ジャンクション周辺地区を対象として、地区内の課題への対応として街づくりの基本方針を定めたものです。
- 『東名ジャンクション周辺地区街づくり方針』は、平成 21 年度に開催した『東名ジャンクション周辺地区街づくりの会』において、ご検討いただいた内容をもとに区で作成しました。下記の現況と課題は、検討の過程で、参加者の皆さんからいただいたご意見や地区を対象に実施したアンケート調査から地区の現況や課題について整理したものです。

【地区の現況と課題】

- ・ 道路などの基盤が未整備な区域がある。
- ・ 街なかに死角となる箇所がある。
- ・ 公共交通の利用が不便な地域である。
- ・ 次大夫掘公園などの公園・緑地があり比較的自然環境に恵まれている。
- ・ 農地が多くみられる一方で宅地化が進み減少している。
- ・ 住宅地内に小規模な工場が立地するなど、土地利用の混在が見られる。

↓ 地区の現況や区の上位計画等を踏まえ…

- 4つの視点に基づく街づくりの目標を定めています。



1. 安全・安心の街づくり

- 1-1. 災害時も緊急車両が円滑に通行でき、住民が安全に避難できるような安全な街を目指す。
- 1-2. 高速道路の高架下などの街なかの死角をなくし、治安の良い街を目指す。
- 1-3. 生活道路が通過交通の抜け道とならないような道路ネットワークづくりを目指す。

2. 誰もが移動しやすい街づくり

- 2-1. 歩行者が通行しやすい交差点づくりや歩行者等空間の充実により、誰もが通行しやすいユニバーサルデザインの^{※1}道づくりを目指す。
- 2-2. 関係機関への働きかけを通じて公共交通の利便性向上を目指す。
- 2-3. 外環整備に伴い分断が予想される歩行者系の道路について、代替、補完する歩行者の通り道を確認して、既存道路の歩行者空間の拡充とともに、身近な散歩道の形成を図る。

3. 生活環境の心地よい緑豊かな街づくり

- 3-1. 野川や国分寺崖線などの地域の資源を保全し、自然環境を活かした緑豊かな街を目指す。
- 3-2. 地区内にある生産緑地を保全し、地域の緑として農地のある田園的な街を目指す。
- 3-3. 東名ジャンクション整備とあわせ、環境施設帯やジャンクション内の土地を^{※2}有効活用し、周辺の居住環境との調和を図る。

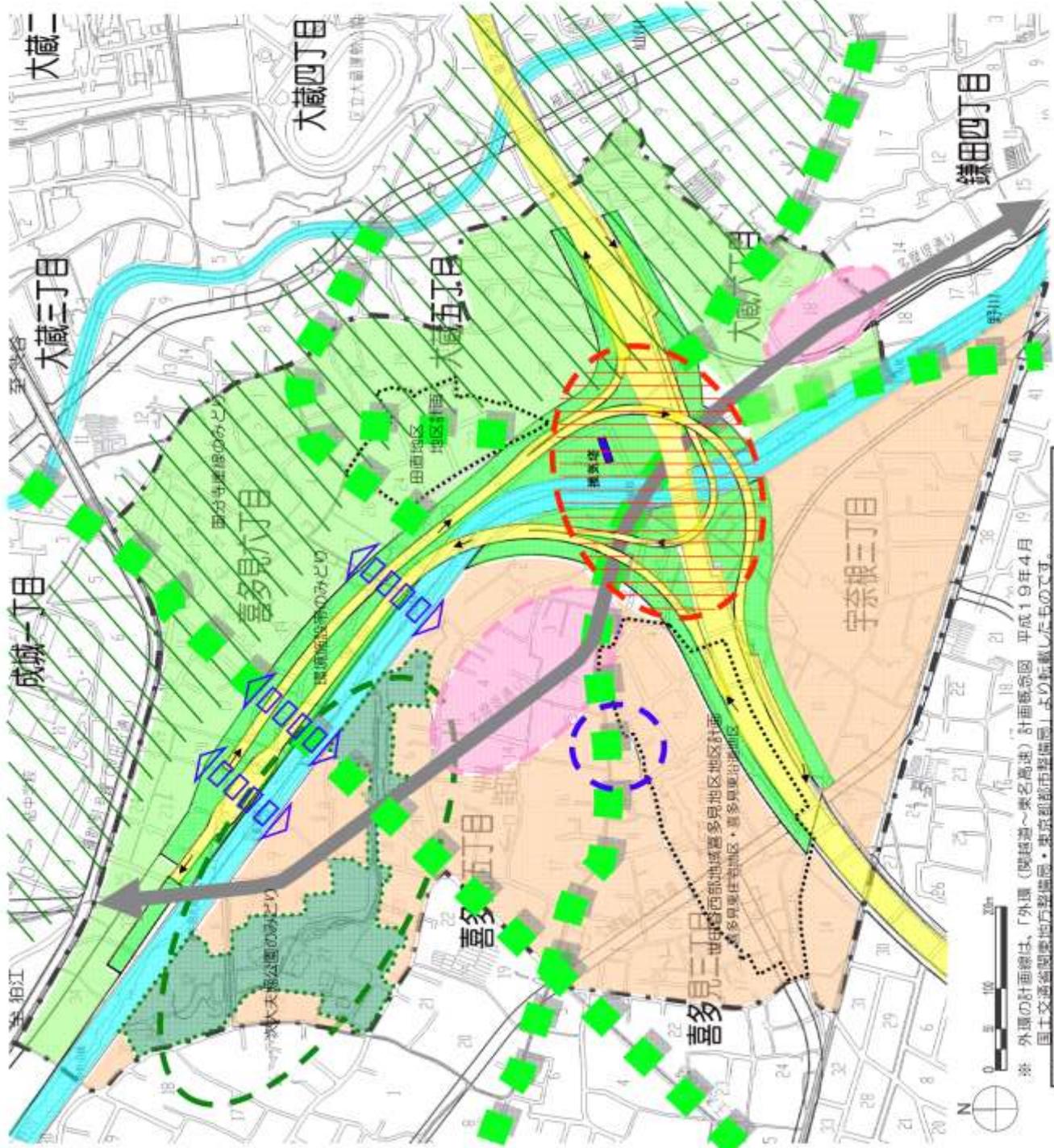
4. 地区の元気を支える街づくり

- 4-1. 地域の資源である生産緑地を保全し、都市の農業を活かした地産地消の街づくりを目指す。
- 4-2. 周辺環境に配慮しながら、身近なものが買える商店や地元のものづくり事業所等、住商工が調和した街づくりを目指す。
- 4-3. 自治会活動など地域の様々な取り組みを活かし、地域のつながり・コミュニティを大切にしながら、手を取り合って助けあえる街づくりを目指す。

※1 『ユニバーサルデザイン』とは、ユニバーサル＝「普遍的な、全体の」、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

※2 『環境施設帯』とは、沿道の生活環境を保全するための空間のことをいいます。

■街づくり方針図



【街づくりの方針】

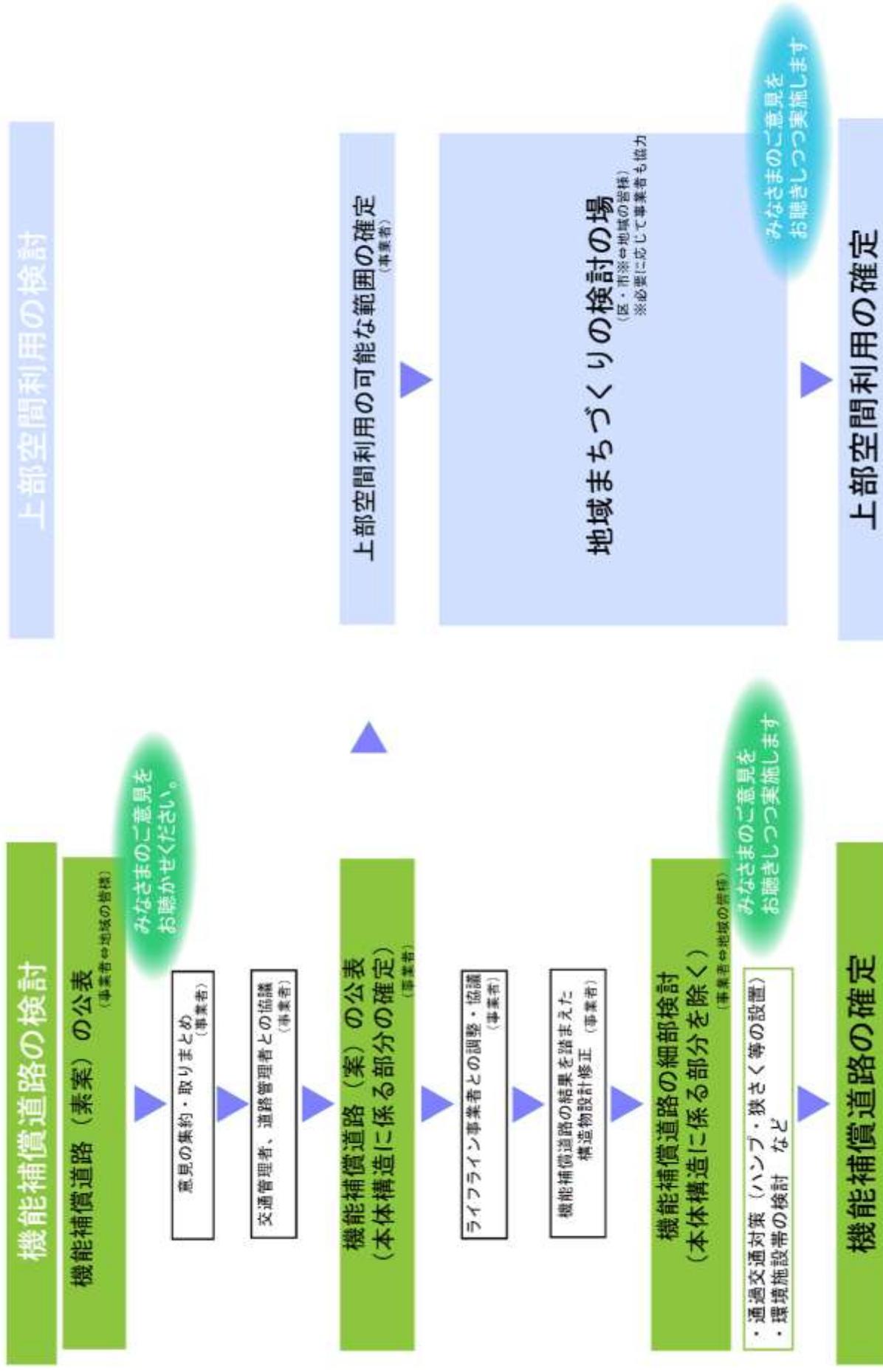
- 〔開地を活かした街づくり〕
地区内にある生産緑地の保全を図り、地域の縁として農地のある田園的な街づくり、都市の職業を活かした地産地消の街づくりを目標とす。
- 〔自然環境を活かした街づくり〕
国分寺崖線などの地域の資源を保全し、自然環境を活かした緑豊かな街を目標とす。
- 〔多摩堤通り沿道の街づくり〕
・都市型賃貸住宅の誘導を図りにぎわいのある街並みの形成を図る。
・身近なものが買える商店や地元のものづくり事業所等、住居工が併和した街づくりを目標とす。
- 〔外環本体部〕
東名ジャンクション整備とあわせ、環境施設帯やジャンクション内を有効活用し、周辺の居住環境との調和を図る。
- 〔ジャンクション（東名合流部）〕
・コミュニティ施設、自然とのふれあいや憩いの場等、地域の資源としての有効活用に向けた整備を図る。
・道路の分断の補充を図る。
- 外環整備により分断が予想される道路機能の補充

【既存の計画等での位置づけ】

- みどりの拠点の形成
(みどりとみずの基本計画)
- 水辺再生事業・構想区域
(みどりとみずの基本計画)
- 国分寺崖線の保全
- 〔地区計画策定済み地区〕
外環の都市計画変更に伴い地区計画区域との整合を図る。
- 緑のネットワーク（イメージ）
(粘地域 都市整備方針)
河川や樹林地、公園などのみどりをつなぐ。
- 野川沿いの水と親しめる歩行者系道路
(粘地域 都市整備方針)

※ 外環の計画線は、「外環（関越道～東名高速）計画概念図 平成19年4月
国土交通省関東地方整備局・東京都市整備局」より転載したものです。
※ 都市計画線内の連絡路の構造等については、変更になる可能性があります。

2-2.機能補償道路及び上部空間利用の検討の進め方



3. 『上部空間等利用計画・検討たたき台』の内容について

公園・緑地・運動施設系

広い空間を生かし、緑豊かな周辺の居住環境との調和を図るため、広場や遊具のある緑豊かな憩いの公園の設置、農業公園も含めた農地機能、身近なところで日常的にスポーツができる運動施設の設置を想定しています。

緑道・緑地系

東名ジャンクションの高架部分に沿った帯状の環境施設帯であるため、樹木を植栽して、歩行者用の園路を配した緑道や、高速道路の影響を軽減する緩衝緑地を想定しています。

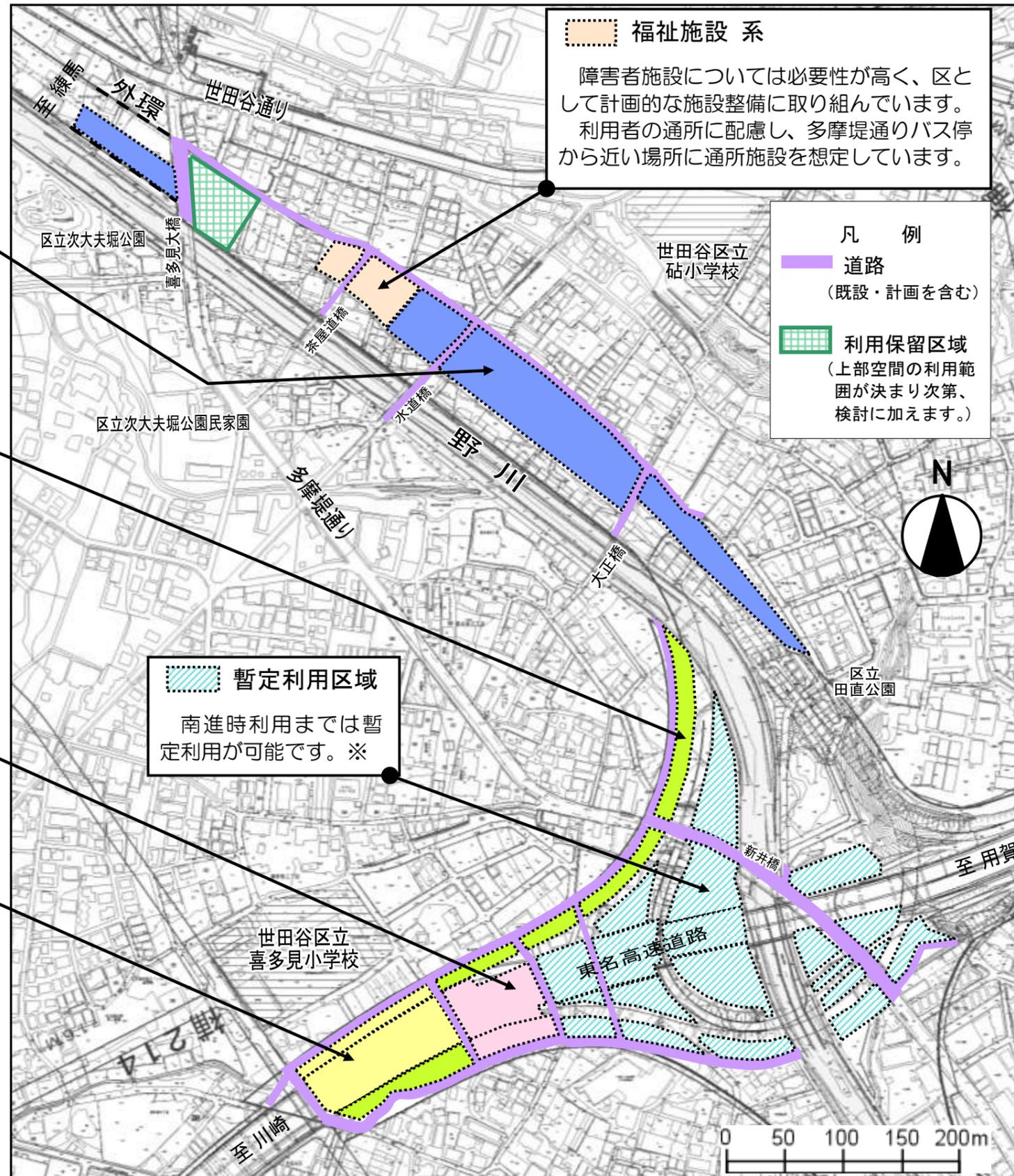
ものづくり施設系

住工共生の街づくりを推進していくため、主として東名高速道路の高架下に、事業者の活動支援のためのものづくり施設の設置・誘導を想定しています。
なお、南側部分は環境施設帯であることを考慮し、緑道・緑地等とします。

学校施設系

区立喜多見小学校の将来的な児童数増加に対応するため、小学校のすぐ近隣に位置する場所（主として東名高速道路の高架下）に、小学校の第二校庭の設置を想定しています。
なお、北側部分は環境施設帯であることを考慮し、緑道・緑地等とします。

※東名高速道路以南の計画が具体化し、事業実施されるまでは、暫定利用が可能です。



福祉施設系

障害者施設については必要性が高く、区として計画的な施設整備に取り組んでいます。利用者の通所に配慮し、多摩堤通りバス停から近い場所に通所施設を想定しています。

凡例

- 道路
(既設・計画を含む)
- 利用保留区域
(上部空間の利用範囲が決まり次第、検討に加えます。)

暫定利用区域

南進時利用までは暫定利用が可能です。※

『検討たたき台』について

検討たたき台は、ワークショップで検討するためのたたき台として作成しました。

検討たたき台は、区区内から要望のあった施設について、『街づくり方針』を踏まえながら政策的な必要度や実現性を考慮して選定しました。図中に〇〇施設系と表示することでイメージを広げ、意見を頂きやすいよう工夫しました。

ワークショップでの検討意見、検討たたき台、検討たたき台意見募集の区民意見等を踏まえ「上部空間等利用計画（素案）」をまとめていきます。

上部空間等利用に係る制限・条件等

- ①道路区域のため道路占用許可が必要です。
- ②火気の使用はできません。
- ③公共施設が優先となります。
- ④上部空間等利用箇所の荷重制限は、軽量鉄骨2階建て程度以下となります。
- ⑤施設整備の工事着手時期は、外環事業完了以降となります。

4. 上部空間等検討ワークショップ 進め方の流れについて

ワークショップでは、利用可能な上部空間等をどのような場所にしていきたいかについて、検討を行います。

ワークショップは計3回の予定で、下記のスケジュールで行います。

第1回（9/14）

利用を考える上部空間等を確認しよう！

- ・外環事業の概要や『上部空間等利用計画・検討たたき台』についての説明
- ・まち歩き
- ・まち歩きを踏まえての自由討議



第2回（9/27）

上部空間等利用の方向性を考えよう！

- ・まち歩きのふりかえり
- ・上部空間等をどのような場所にしていきたいか、どのような機能が必要かについての検討
- ・必要な機能のゾーン区分の検討



第3回（10/25）

上部空間等を使ってどんなことができるか考えよう！

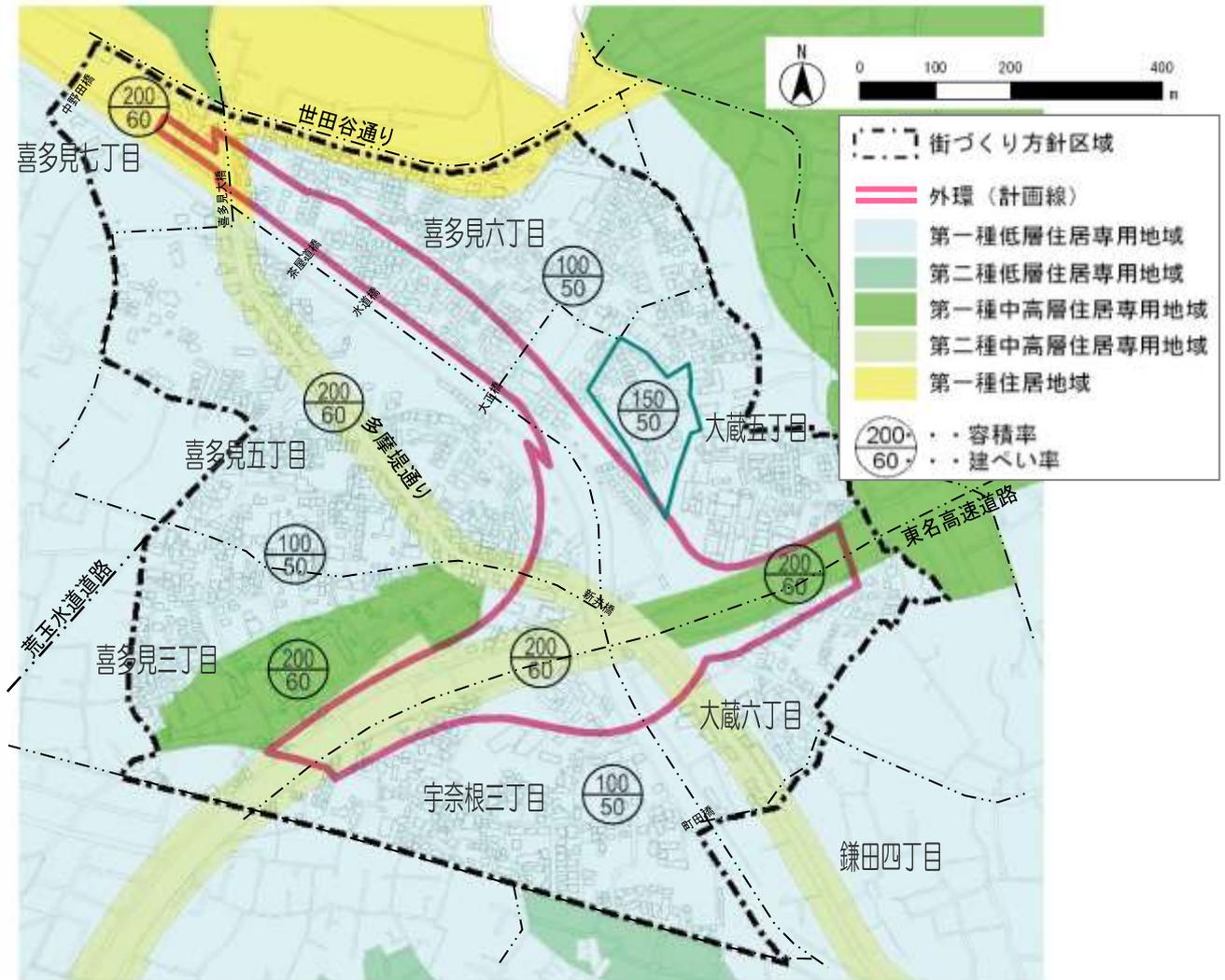
- ・前回ワークショップのふりかえり
- ・ゾーン区分ごとの利用計画を考える



4-1. 参考資料

(1) 周辺の用途地域、容積率・建ぺい率の状況

- ・野川沿いの上部空間の利用可能箇所等：容積率 100%・建ぺい率 50%
- ・多摩堤通りや東名高速の沿道：容積率 200%・建ぺい率 60%



※建ぺい率とは

- ・建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合をいいます。
- ・建築面積とは、建築物の真上から光を当てたときにできる影の部分の面積を指します。

$$\text{（建ぺい率）} = \text{（建築面積）} \div \text{（敷地面積）} \times 100\%$$

※容積率とは

- ・容積率とは、敷地面積に対する建築物の延べ面積の占める割合をいいます。
- ・延べ面積とは、建築物すべての床面積を合計したものを指します。

$$\text{（容積率）} = \text{（延べ面積）} \div \text{（敷地面積）} \times 100\%$$

(2) 周辺の公園・広場等の状況

- ・東名ジャンクション周辺の公園・広場は下図の通りとなっています。

【出典】『世田谷区都市公園等配置図（平成26年4月現在）』



▼次大夫堀公園



▼喜多見東記念公園



▼田直公園



(3)参考:検討たたき台の公表・意見募集により8月20日までに寄せられたご意見(概要)

1. みどりに関すること

- 盛土の影響を軽減するため、高木の植樹帯を造ってほしい。
- 高木は、時間はかかるが、将来はすばらしい緑地となる。国分寺崖線と野川に上部空間の緑が加わることで、環境と景観にさらに寄与することになる。
- 外環から20mは緑地等が整備される環境施設帯であり、福祉施設の提案は環境悪化を懸念して努力してきた私たちの気持ちを逆なでするものである。区はこの提案に見合った環境対策の約束をしてほしい。
- 多摩堤通りや旧農協跡地を緑化し、国分寺崖線からグリーンベルトを形成してほしい。
- 樹木やみどりを多くしてほしい。外環側は高木で騒音を遮断してほしい。機能補償道路側は桜並木や花水木などを希望する。
- 上部空間は「みどり豊かな住宅地」世田谷をイメージ付ける重要な景色であり、緩衝帯への緑化や農地・果樹園等の整備、公共施設等の風景への配慮が求められる。

2. 散歩コースに関すること

- 大蔵大仏とつないだ世田谷通りからのアプローチも一案と思う。
- 公園・緑地・運動施設系に、散歩コースをつくってほしい。

3. 公園に関すること

- 遊具のある公園や、民家園とセットで見学できる簡易な植物園を設置してほしい。
- 農業公園はらない。
- 西洋庭園など日常の散歩に有効で、新しい世代に受け入れられる質の高い公園を希望する。

4. 農園に関すること

- 農地の範囲を拡大して、区民農園として貸し出してほしい。借用して、地域の環境整備にも貢献したい。

5. 交流施設に関すること

- お年寄りと子どもたちが交流できるサロンのような施設を作ってほしい。ボランティアとして参加したい。
- 富士山等を眺望でき、花火見学にも利用できる憩いの施設が望ましい。
- 福祉施設系区域に大人が利用できる図書館と地域住民の交流の場を造ってほしい。

6. 集客施設に関すること

- 野川は世田谷区にとって貴重なものであり、区民の郷土を愛する心を育てる。区営のクルージング事業を考えてほしい。
- 若者を呼び込むため、飲食店街を核とする。上部空間利用は、スポーツセンターや音楽スタジオ、親水公園、太陽光の発電所にする。
- 高架下のマイナスイメージを払拭し、人の集まる積極的な利用（気軽な運動施設や地産地消型マーケット・レストランカフェ等）を誘導する。

7. 福祉施設に関すること

- 介護から介護予防までを視野に入れた通所施設や居場所づくりが必要。中低所得者層に配慮した住宅（安心の見守り付き）の整備も望まれる。
- コミュニティーセンターを中心とした福祉施設を整備してほしい。

8. スポーツ施設に関すること

- みんなが楽しめる「パークゴルフ場」を整備してほしい。
- 大人が日常的に体を動かせるスタジオ施設や、ドッグランがほしい。
- 子供、若者用のスポーツ施設を希望する。ドッグランは反対する。

9. 集会施設に関すること

- 喜多見上部自治会の事務所兼集会場を考えてほしい。

10. 交通に関すること

- 外環事業により新たに整備される生活道路が、交通渋滞や交通事故を誘発することを懸念している。
- 交通安全に十分に配慮し、住民の理解を得た道路整備が必要である。
- 安全対策として防犯カメラや街路灯、カーブミラーの設置を希望する。

11. 防災施設に関すること

- 大深度地下道内での事故災害時の活動スペースも確保しておくべきである。

12. その他

- 大泉ジャンクションと同じ轍を踏まないよう、早期活用の工夫をしてほしい。
- 人間の目線での景観に配慮した計画づくりが必要である。
- 会議体やたたき台の定義が不明瞭である。実現化の方策を定義し、関係機関との連携が必要である。

(4)参考:『東名ジャンクション周辺地区街づくり検討会(第1～6回)』で挙げられた上部空間等利用に関するご意見

- 外環完成時の緑地帯の利用に関して、野川に蓋をして、次大夫堀公園と一体化して公園として利用すること
- 上部空間と次大夫堀公園を一体的に使える工夫が欲しい
- 上部空間利用の検討において、砧全域の防災拠点となるようにすべき
- 人が集まる拠点づくりが必要（上部空間の活用を視野に）
- 上部空間に事務所等の施設をつくらないほうがよいのではないか
- 上部空間を利用して企業等の立地が考えられないか
- 若い人に魅力のある場所にしていきたい。
- 集客機能、防災機能を兼ね備えた利用がされるべきである
- 外部の人、地区内に住んでいる人が共に利用できる施設とすべきである
- カフェ・レストラン・常設のイベントの場がほしい
- 緑は上部空間で増やすしかない
- ランプや料金所の蓋掛けをして、緑を増やせるのではないか
- 環境維持に向け、みどりの維持・保全が必要である
- 排気塔周辺を有効利用したい
- 東名ジャンクションの下に、常設のイベントが可能な場所がほしい
- 東名ジャンクションの下部は緑化して欲しい
- 盛土にするのであれば、植栽して欲しい
- ランプの部分で緑化をして欲しい
- ジャンクションから 20、30m 緑を増やしてほしいと要望していく必要がある

— 話し合いのルール —

●話し合いに積極的に参加しよう

一部の人でなく、参加した皆さんで意見を出し合いましょう

●率直に意見を述べよう

本当に伝えたいことを遠慮なく本音で伝えましょう

●他の人の意見は否定しない

自分とは異なる意見であっても、その人の主張も聞きましょう

●前向きな思考で発言しよう

できないことではなく、できること、できるようにする方法を考えましょう

●ルールを守ろう

限られた時間の中で効率よく、ワークショップを進行し、より充実した成果を得るため、この「話し合いのルール」を遵守しましょう

■ ワークショップ主催・関係参加団体等

- 【主催（事務局）】 世田谷区砧総合支所街づくり課
世田谷区道路整備部道路計画・外環調整課
- 【コーディネーター】 日本大学工学部助教 いながきともゆき 稲垣 具志先生
- 【ワークショップ進行】 ランドブレイン株式会社
- 【オブザーバー】 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所
東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所
中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所
東京都建設局三環状道路整備推進部整備推進課
東京都都市整備局都市基盤部街路計画課
- 【区関係所管】 世田谷区教育委員会事務局教育環境推進担当部施設課
世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課
世田谷区産業政策部都市農業課
世田谷区産業政策部工業・雇用促進課
世田谷区スポーツ推進担当部スポーツ推進課
世田谷区障害福祉担当部障害者地域生活課